

議案第40号

北本市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

北本市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月5日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北本市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「台原・西後「北部」地区地区整備計画区域」を「下石戸一丁目・緑三丁目地区地区整備計画区域」に、「台原・西後「北部」地区地区計画」を「下石戸一丁目・緑三丁目地区地区計画」に、「台原・西後「南部」地区地区整備計画区域」を「下石戸一丁目地区地区整備計画区域」に、「台原・西後「南部」地区地区計画」を「下石戸一丁目地区地区計画」に、「下原・東原地区地区整備計画区域」を「緑四丁目・下石戸五丁目地区地区整備計画区域」に、「下原・東原地区地区計画」を「緑四丁目・下石戸五丁目地区地区計画」に改める。

別表第2の2台原・西後「北部」地区地区整備計画区域の表中「台原・西後「北部」地区地区整備計画区域」を「下石戸一丁目・緑三丁目地区地区整備計画区域」に、「台原・西後「北部」地区地区計画」を

「下石戸一丁目・緑三丁目地区地区計画」に改め、別表第2の3台原・西後「南部」地区地区整備計画区域の表中「台原・西後「南部」地区地区整備計画区域」を「下石戸一丁目地区地区整備計画区域」に、「台原・西後「南部」地区地区計画」を「下石戸一丁目地区地区計画」に改め、別表第2の4下原・東原地区地区整備計画区域の表中「下原・東原地区地区整備計画区域」を「緑四丁目・下石戸五丁目地区地区整備計画区域」に、「下原・東原地区地区計画」を「緑四丁目・下石戸五丁目地区地区計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。